

EUDR説明資料

2024/6/14
汎アジア貿易(株)

定義：EUDR (EU deforestation Regulation) 欧州森林破壊防止規則

- 「EUの消費が森林資源の枯渇（森林減少と森林劣化）に与える影響を低減することを目指す」ための義務的なデューデリジェンスの実施を行うEUDR規則
- 対象製品をEU・EEA市場へ配置又はEU・EEA市場から輸出する事業者は、要件を満たさない限り、罰則の対象となる。（売上の4%、他）
- 目的は以下の2つ。
 - ①欧州 グリーン・ディールの一環として温室効果ガスの排出及び 生物多様性の喪失を減らすこと
 - ②森林生態系に依存する地域住民の生活の保護

スケジュール

2023年6月9日：規制が欧州連合公式ジャーナルに公表

2023年6月29日：規制が発効

➤ **2024年12月30日：特定の条項の適用開始（18ヶ月の移行期間）**

2025年6月30日：マイクロおよび小規模企業に対する特定の条項の適用開始（24ヶ月の移行期間）

(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) のポイント①

対象品目

EU域内で最も関連性があり、貿易価格における政策介入が最も効果的な7品目が対象

牛関連製品、木材製品、パーム油製品、大豆製品、カカオ製品、コーヒー製品、天然ゴム製品

※規則施行後2年以内に、「とうもろこし」を対象品目化するか、議論する予定

対象製品

- 対象品目または原材料とする製品はCNコードで定められている
- 対象品目の中でも、規制の対象製品から除外されているものもある
- 規則施行後2年以内に、対象製品の修正・追加にかかる議論が実施される

※バイオ燃料（HSコード：382600）に関しては継続検討

CN = HSコード

対象品目及び対象製品の要件

① 森林破壊のない（deforestation-free）の品目及び製品であること

- ✓ 対象品目を原材料または飼料に使用した製品であり、対象品目が基準年以降に森林減少の対象となっていない土地で生産されたもの。
- ✓ 木材製品の場合は、基準年以降に森林劣化を伴わない森林から伐採された木材を使用したもの
- ✓ 基準年は2021年1月1日とする

② 「生産国の関連法規」に基づいて、生産・収穫・伐採・肥育等が実施されていること

- | | |
|------------------------|---|
| ✓ 土地の所有権 | ✓ 国際法に準拠した人権 |
| ✓ 環境保護権 | ✓ 先住民族の権利に関する国連宣言を含むFPIC権利（自由意志による、事前の、十分な情報を得た上で同意する、または同意しない権利） |
| ✓ 森林関係の規則（木材の場合は保全を含む） | ✓ 租税、腐敗防止、貿易、関税規制 |
| ✓ 第三者の権利 | |
| ✓ 労働権 | |

2021/1/1移行に森林伐採して農地転換してなければEUDRクリア（殆どのゴム農園は大丈夫）

事業者の対応 ※中小企業の場合は例外あり

① EU市場で輸出入する前に、デューデリジェンスを行い、要件を満たしているか確認

- ✓ 要件を満たしていない場合、デューデリジェンスを実施した結果要件を満たしていないと分かった場合はEU市場で輸出入は不可

② 所管官庁（各加盟国が決定）へ、デューデリジェンスステートメントの提出

- ✓ 提出により、製品が要件を満たしていることに関する責任を負う
- ✓ 情報システムでの利用可能日から5年間、記録を保管する必要がある。

※ 要件に適さないと後から知った際は、所管官庁及び製品を提供した事業者へ報告する必要がある

※ 輸出の場合は、輸出先国の所管官庁に報告する必要がある

デューデリジェンスステートメント

- 事業者の名称、住所、EU市場に配置する製品の場合は、経済事業者登録識別番号(EORI)
- 事業者がEU市場での輸出入する製品のHSコード及び賞味量等の説明
- 製品の品目が生産されたすべての土地に関する生産国及び地理的位置情報
- 「森林破壊のない（deforestation-free）の製品であること」または「生産国の労働、環境、及び人権にかかる国内法及び国際法に準拠していない」というリスクが全くないかごわずかであることを確認した旨の宣誓
- 代表者名、事業者名、署名日、及び代表者のサイン

トレサビリティの確保

- 製品が生産された土地をすべてを点（プロット）で表示した地理的表示の座標 + 生産の日付を報告
- 対象製品が生産された土地区画（ポリゴン）情報も活用可能
- 時間情報としては、収穫シーズンでも可能

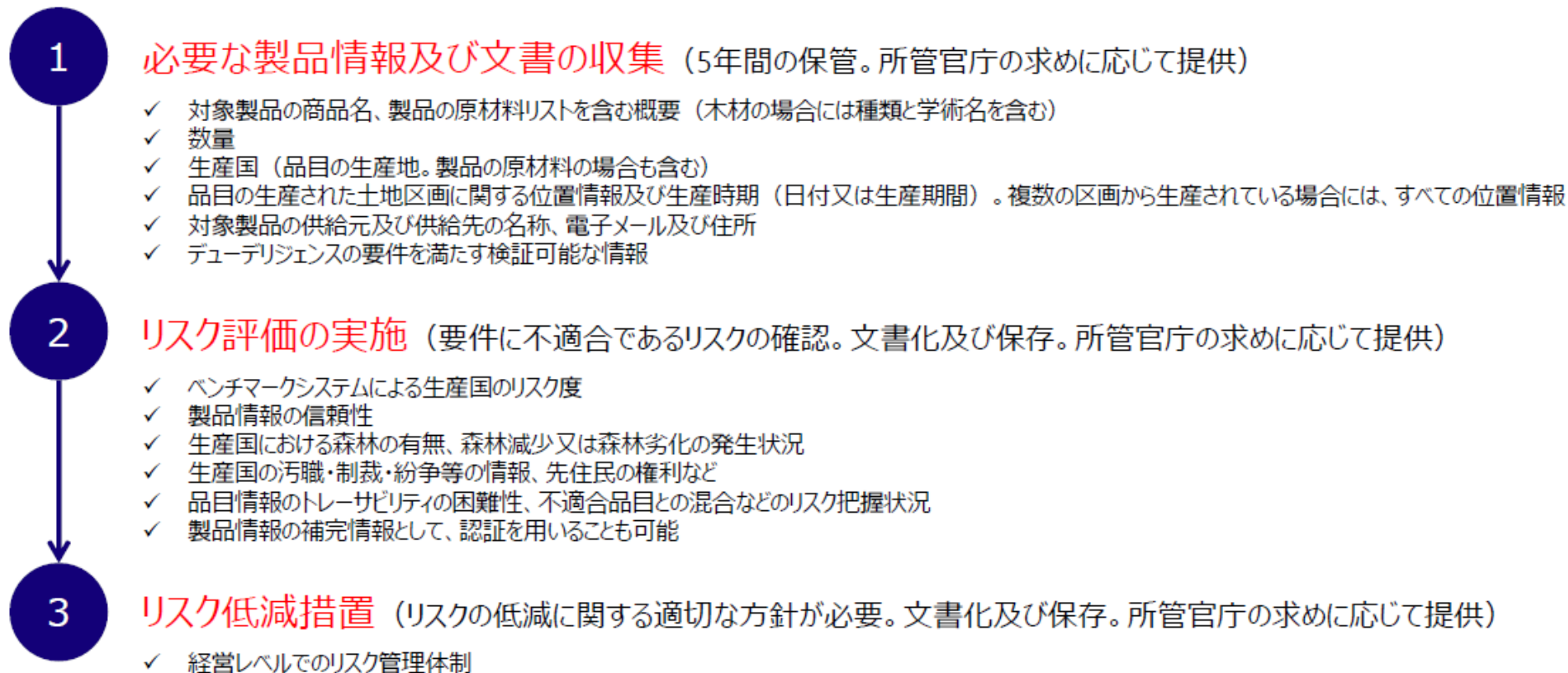
認証の活用

- 認証や第三者認証スキームをもとに基準を把握するが、認証によるリスク評価は認めない

〈タイ業者のTrace 事例〉

- ・ [Global Forest Watch](#)が提供しているMapデータに農園のGPSをオーバーラップできるようにしてます。
- ・ [Global Forest Watch](#)のマップは2020年以前に森林だったかどうか衛星写真でわかる
- ・ システム上でラテックス採取場所GPS・時期・権利関係（登記簿）を記録しておける。

(参考) 森林デューデリジェンス規則 (EUDR) の実施フロー



生産者サイドで準備して、EU輸入者に情報提供を行う

※ 以下の場合には、リスク評価及びリスク軽減措置は回避可能

- ✓ サプライチェーンの複雑さ、ベンチマークシステムによる国や地域別のリスク度、原産地不明製品との混合などの危険性を評価し、低リスク国と判断された国や地域で製品及びその原材料が生産されたことが証明できる

(出所) EU理事会規則案より作成

タイではEUDR用のWebシステム (Platform) を構築し、システム上で情報を保管

EUDR（欧州森林破壊防止規則）チェックポイント

- ①EUに輸出しているか？
- ②当該商品のHS code(CN code)はなにか？下記表に含まれているか？
上記がNoであれば、対応不要と考える

EU向けに（直接・間接に）輸出している且つ下記HSCode該当＝EUDR対策要

（参考）対象製品（天然ゴム関連製品）

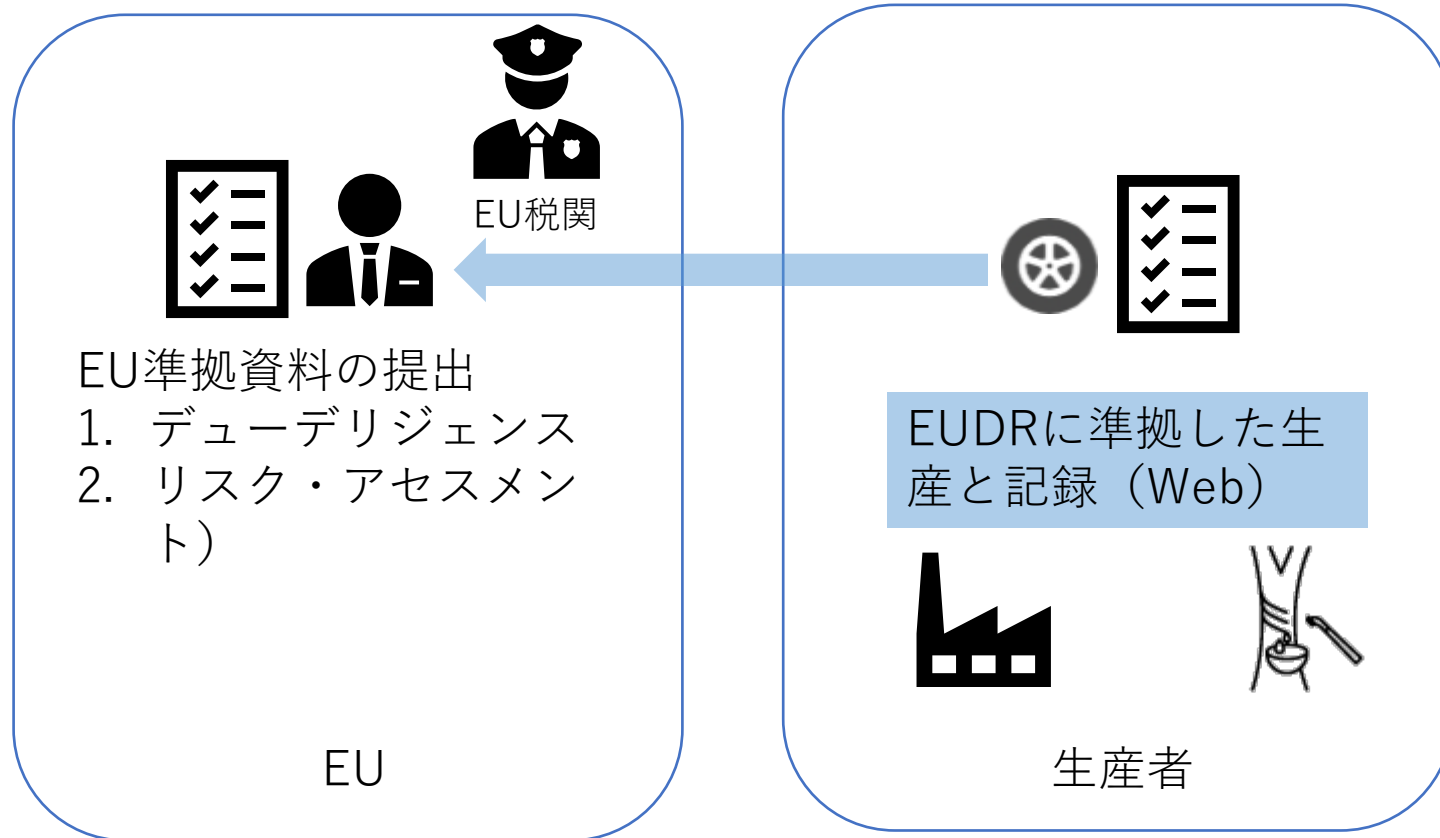
品目	品目（日本語）	HSコード
天然ゴム製品	天然ゴム、バラタ、クタペルカ、グアキュル、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	4001
	配合ゴム（加硫してないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	4005
	加硫してないゴムで、その他の形状のもの（例えば、棒、管及び型材）及び製品にしたもの（例えば、円盤及びリング）	4006
	糸及びひも（加硫したゴムのものに限る。）	4007
	板、シート、ストリップ、棒及び型材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。）のうち、 ・セルラーラバーのもの	4008
	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）のうち、 ・コンベヤ用のベルト及びベルチング	4010
	ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	4011
	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップのうち、 ・更生タイヤ	4012
	ゴム製のインナーチューブ	4013
	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）のうち、 ・手袋、ミトン及びミット	4015
	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	4016
	硬質ゴム（例えば、エボナイト。くずを含むものとし、形状を問わない。）及びその製品	4017

4016：その他の製品

4016		その他の製品(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。))製のものに限る。)	
	401610	000	セルラーラバー製のもの
			その他のもの
	401691		床用敷物及びマット
		010	-自動車に使用する種類のもの
		020	-その他のもの
	401692	000	消しゴム
	401693	000	ガasket、ワッシャーその他のシール
	401694	000	防眩材(膨らませることができるかできないかを問わない。)
	401695	000	その他の製品(膨らませることができるものに限る。)
	401699		その他のもの

（出所）EU理事会公開情報より作成、日本語訳は税関「輸出統計品目表」を使用

EUDR対象業者/EU輸入業者が一義的に義務を負います



- EUの輸入業者がEUDRデューデリジェンス義務を負います。
- 農家/生産者/商社はそれをサポートする書類を提出します。
- 通関時にEU税関に提出、EU業者は当該書類を5年間保管する義務があります。

タイでは、大手生産者独自でWebシステム、RAOTでも中小生産者向けにWebシステム
 インドネシアでは、FSCもしくはRubberway(SMPT/Michelin)のシステムを利用

生産国各国のEUDR対応状況 2024/6/4 現在

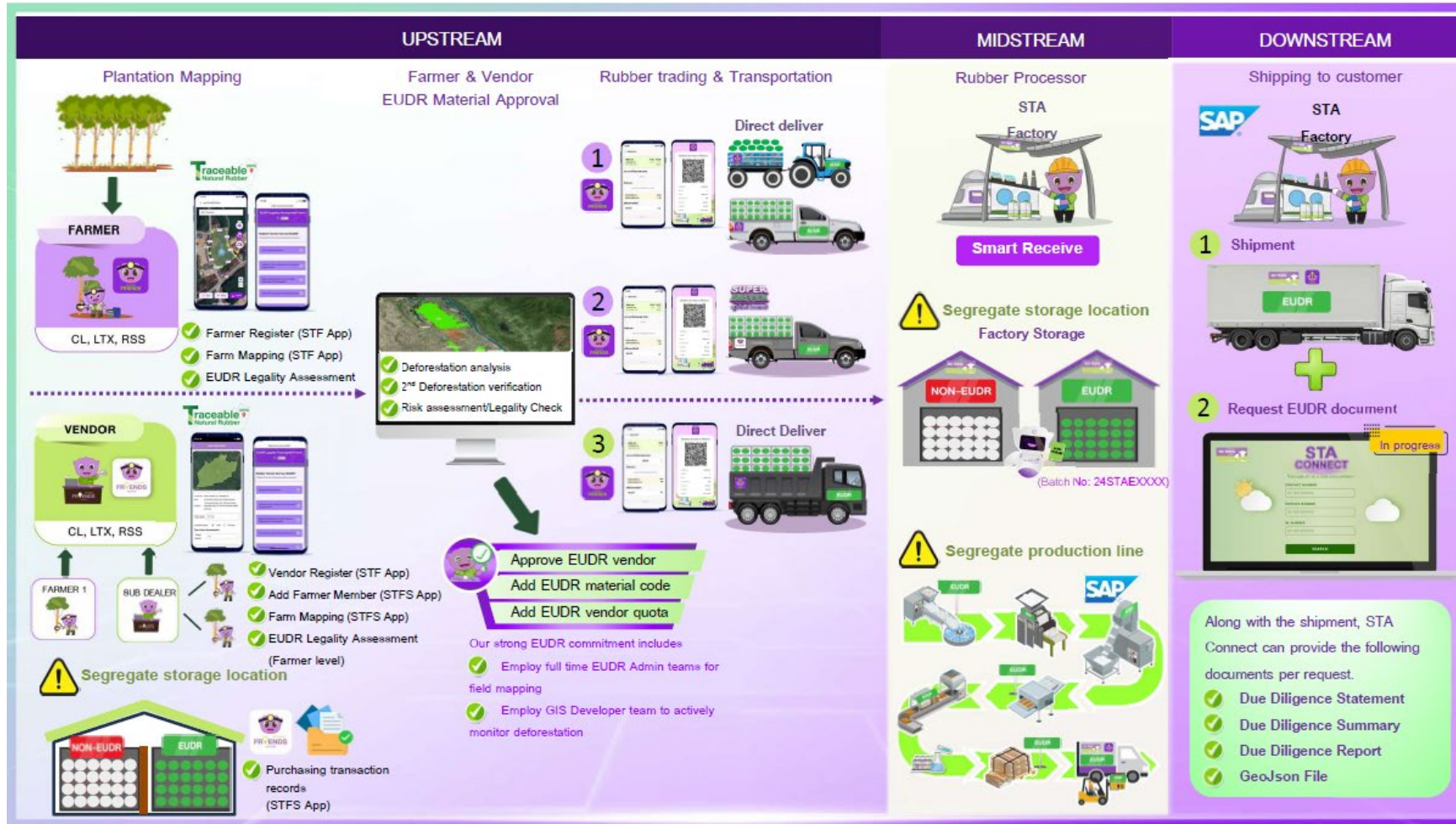
- タイ：既にEUDR品のオークション実施。STA社はTSR20/RSS/LatexのEUDR対応可能。他業者でもEUDR対応のTSR20対応可能
- インドネシア：既にEUDR品の試験出荷開始SIR20 RSS1は6月に開始
- ベトナム：VRGで対応中。開始時期未定。オファー可能時期も未定
- スリランカ：準備中。12月末ごろに対応完了予定

EUDR Premiumに関する情報

- タイ：TSR20 Sicom + ¢ 30～50（一部で¢ 70との噂もあり）
- インドネシア：Sicom + ¢ 30-45
- ベトナム：未定
- スリランカ：未定

各国ともに、まずはTire向けTSR20でEUDR対応を進めている。RSSも徐々に対応していきます。
EUDR対応可能な農園が限られているので、生産キャパは限られている(30-50%の農園)
TSR20ではAllocationの取り合いが一部発生

Sri Trang Agro-Industry (STA) の動向： 2024年5月、タイの最大の天然ゴム事業者である Sri Trang Agro-Industry PCL (STA) は、EUDRに準拠した天然ゴムの出荷を開始しました。このゴムは、主にヨーロッパ、韓国、中国などの大手タイヤメーカーに供給される予定です。STAは、「Sri Trang Friends of Farmers」アプリケーションを利用して、ゴムの出所を100%追跡可能にするシステムを開発し、EUDRの要件に完全に対応する準備を整えています ([Nasdaq](https://www.youtube.com/watch?v=iBp29ACmW_aQ))



https://www.youtube.com/watch?v=iBp29ACmW_aQ



Sri Trang Group's Commitment to Sustainability and Compliance with EUDR

Sri Trang Group continues to be a major player in the natural rubber industry, strongly committed to sustainability. We are now ready to comply with the EUDR.

www.youtube.com